

『侵害予防調査と無効資料調査のノウハウ』出版以降の特許実務環境の変容と2026年時点における乖離分析レポート

Gemini 3 Pro

1. 序論：特許調査の「セオリー」と5年間の断層

2020年11月に初版が出版された角渕由英氏の著書『侵害予防調査と無効資料調査のノウハウ～特許調査のセオリー～』(以下、「本書」と呼称)は、特許調査の実務家にとって、単なる検索テクニックの解説書を超えた「調査の思考法(セオリー)」を体系化した名著として広く受け入れられました¹。本書が提唱する「6W2H」のフレームワークや、再現率と適合率のバランス、そして「調査戦略がすべてである」という基本哲学は、2026年現在においても色褪せない普遍的な価値を有しています²。

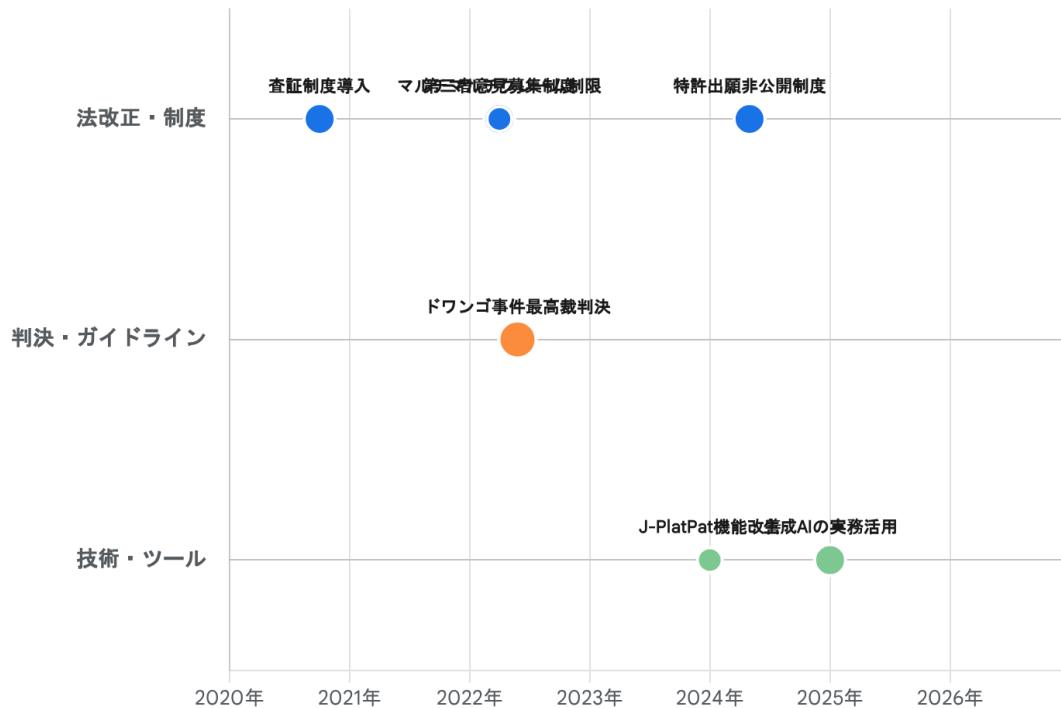
しかし、本書が出版されてから2026年1月現在に至るまでの約5年間は、日本の知的財産法制度および実務環境にとって、過去数十年に一度とも言える「激動の変革期」に該当します。デジタルトランスフォーメーション(DX)の加速、経済安全保障という新たな国家課題の浮上、そして生成AI(Generative AI)の実務への爆発的な浸透は、特許調査の前提条件を根本から覆しました。

特に、2025年に下された「ドワンゴ対FC2事件」の最高裁判決は、ネットワーク関連発明における属地主義の解釈を劇的に変更し、侵害予防調査(FTO調査)のスコープを国境の外へと拡張させました⁴。また、2020年改正特許法による査証制度の導入や、2022年のマルチマルチクレーム制限、2024年の特許出願非公開制度の運用開始など、制度面での変更も枚挙に暇がありません⁵。

本レポートは、本書の読者が2026年の実務環境において直面するであろう「記述と現実の乖離」を網羅的に指摘し、本書が提示するセオリーを現代の文脈に合わせて再構築することを目的としています。本書の章立てやトピックに沿いつつ、最新の法改正、審査基準、裁判例、そして技術環境の変化を詳細に分析します。

特許調査実務に影響を与えた主要な法改正・判決・技術変遷（2020-2026）

● 法改正・制度 ● 判決・ガイドライン ● 技術・ツール



2020年の本書出版以降、査証制度や第三者意見募集制度などの法改正に加え、ドワンゴ事件最高裁判決や生成AIの普及など、調査実務の前提を覆すイベントが相次いだ。2026年現在、これらの要素は複合的に絡み合い、新たな調査基準を形成している。

Data sources: [Kitahama Partners](#), [Saegusa & Partners](#), [JPO \(Multi-Claim\)](#), [KPMG](#), [IP Start](#), [Patenty.ai](#), [J-PlatPat](#)

2. 侵害予防調査(FTO)におけるパラダイムシフト

本書第2章では、侵害予防調査の基本原則として「実施行為の特定」と「権利範囲の想定」が詳述されています¹。特に「属地主義」の原則（特許権の効力は登録国の領域内にのみ及ぶ）は、調査対象国を決定する上での大前提とされてきました。しかし、この前提は2026年において最も大きな修正が必要となる箇所です。

2.1 属地主義の再定義：ドワンゴ対FC2事件 最高裁判決（2025年）

2020年当時の実務常識では、サーバが日本国外（例えば米国）に設置されており、日本国内のユーザーに対してサービスを提供する場合、日本の特許権侵害を問うことは困難であると考えられて

いました。これは、システムの構成要素の一部(サーバ)が日本の領域外にあるため、日本国内での「生産」や「使用」に該当しないという形式的な属地主義解釈に基づくものです。

しかし、2022年の知財高裁大合議判決、そして2025年3月3日の最高裁判決により、この解釈は覆されました⁴。最高裁は、サーバが国外に存在する場合であっても、以下の要件を満たす場合には、日本国内における特許権の侵害(生産等)に該当すると判断しました。

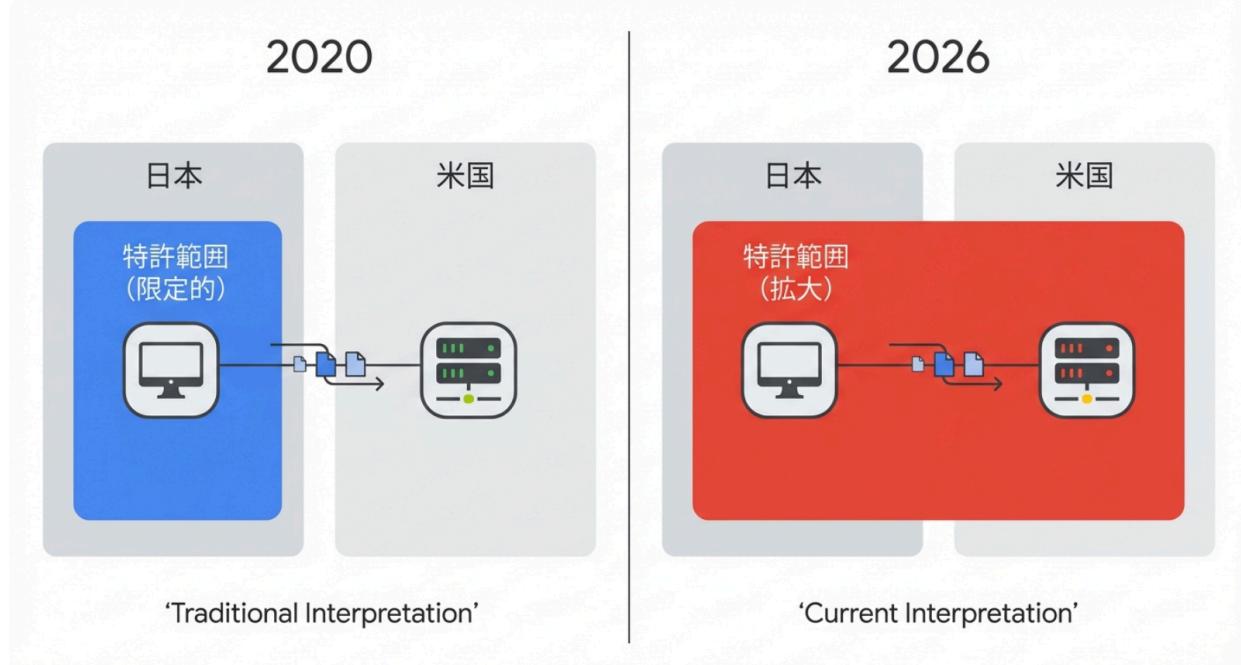
1. 国内需要者への指向性: 当該システムやサービスが、実質的に日本国内のユーザを対象としていること。
2. 国内における効果の発現: システム利用による主たる効果や機能が、日本国内において享受されていること。
3. 国内構成要素の重要性: 日本国内に存在する端末等の構成要素が、システム全体において不可欠または重要な役割を果たしていること。

本書の内容との乖離点と実務上の修正

この判例変更は、本書で解説されている「調査対象の絞り込み」プロセスに直接的な影響を与えます。

本書のセオリー(2020年基準)	2026年時点の実務対応
調査対象国: 製造・販売・使用が行われる国に限定する(属地主義の厳格適用)。	調査対象国: サーバ設置国に関わらず、**「サービスの提供先(市場)」**が日本であれば、日本の特許を調査対象に含める必要がある。
実施行為の特定: サーバが海外にあれば、日本特許のリスクは低いと判定し得る。	実施行為の特定: 「海外サーバ+国内端末」の構成であっても、日本特許の侵害リスクは「高」と判定する。システムの「実質的な利用地」を重視する。
検索式の設計: 国内のシステム構成に限定したキーワード選定が主。	検索式の設計: 国外からの配信や、国境を跨ぐデータ処理を示唆するクレームも漏らさず抽出できるよう、ネットワーク構成に依存しない機能的な検索式を構築する。

属地主義の解釈変更：海外サーバ型システムのリスク評価モデル（2020 vs 2026）



2020年当時は、サーバが国外にある場合、属地主義の原則により侵害成立が困難とされるケースが多かった。しかし2025年の最高裁判決により、日本国内のユーザに向けたサービスであり、国内で効果が発現していれば、サーバが国外にあっても日本の特許権侵害となり得ることが確定した。これにより、FTO調査の対象範囲は劇的に拡大している。

2.2 損害賠償額算定ルールの厳格化と「調査漏れ」のリスク増大

侵害予防調査を行う最大の動機(Why)は、事業リスクの極小化です。本書でも「リスクの大きさ」に応じて調査のカバー率を決定すべき(費用対効果の最適化)と説かれています¹。この「リスクの大きさ」を見積もるための損害賠償額算定基準が、2020年以降の法改正と判例によって大きく権利者有利にシフトしました。

- 2019年特許法改正(2020年4月施行): 特許法第102条の改正により、損害賠償額の算定において、侵害者の利益のうち特許権者の生産能力を超える部分についても、ライセンス料相当額として上乗せ請求が可能となりました⁹。
- 美容器事件 知財高裁大合議判決(2020年2月28日): 特許権者の逸失利益の算定において、特許発明が製品の一部にしか実施されていない場合でも、製品全体の売上を基準に損害額を算定する(寄与率による減額を安易に認めない)傾向が示されました¹²。

この変化により、2026年現在における侵害予防調査の「見逃しリスク」は、金銭的側面において2020年当時よりも遥かに甚大になっています。本書で推奨されている「低リスク案件における簡易調査(KW検索のみ等)」の適用範囲は、より慎重に判断する必要があります。特に、製品全体の付

加価値に貢献するような機能部品やソフトウェア特許については、たとえ部分的な技術であっても、製品全体の売上ベースでの賠償リスクを想定した徹底的な調査が求められます。

3. 無効資料調査における「武器」と「戦場」の変化

本書第3章では、無効資料調査の手法について詳細に解説されていますが、特許無効化や侵害訴訟を取り巻く制度的環境は、証拠収集手段の強化と審理プロセスのデジタル化によって大きく変貌しました。

3.1 査証制度(2020年10月施行)による証拠収集の強化

2020年10月1日に施行された「査証制度」は、特許権侵害の立証を容易にするため、裁判所が選任した中立な専門家(査証人)が被疑侵害者の工場等に立ち入り調査を行うことを可能にしました⁵。

- 本書との相違点: 本書執筆時点では、査証制度は導入直前であり、具体的な運用実績に基づいた記述は限定的であったと推測されます。
- 2026年の実務: 査証制度の存在により、侵害の事実(特にBtoB製品や製法特許)を隠し通すことは困難になっています。これにより、被疑侵害者側は「侵害していない」という反論よりも、「特許は無効である」という無効論の構築にリソースを集中させる傾向が強まっています。無効資料調査の重要性は、侵害回避の最後の砦として、2020年当時以上に高まっています。

3.2 第三者意見募集制度(2022年4月施行)と情報の「質」への転換

2022年4月に導入された「第三者意見募集制度(日本版アミカスブリーフ)」は、特許権侵害訴訟において、裁判所が当事者以外の第三者から広く意見を募集する制度です¹⁴。

- 調査担当者の新たな役割: 従来の無効資料調査は、特許庁の審査官や審判官を説得するための「新規性・進歩性否定資料(X文献、Y文献)」を探すことが主目的でした。しかし2026年においては、標準必須特許(SEP)や社会的に影響の大きいAI・IoT関連訴訟において、「当該技術の社会的影響」や「海外の法制度・運用状況」に関する調査を行い、裁判所への意見提出をサポートするという新たな役割がサーチャーに求められています¹⁵。
- 資料の多様化: 調査対象は特許公報だけでなく、業界団体のガイドライン、標準化文書、海外の判決文、経済論文など、より多岐にわたる資料へと広がっています。

3.3 口頭審理のオンライン化(2021年10月運用開始)

2021年10月より、特許無効審判等の口頭審理において、ウェブ会議システムを用いたオンライン出頭が可能となりました¹⁶。

- 手続きの迅速化: 物理的な移動が不要となったことで、審理の効率性が向上し、海外の当事者や遠隔地の技術者が審理に参加しやすくなりました。調査担当者としては、オンライン審理でのプレゼンテーションに適した、視覚的に分かりやすい対比資料(クレームチャートや技術動画等)の作成能力がより一層求められるようになっています。

4. 審査基準の改訂と検索戦略の修正

特許庁の審査基準は、技術の進展や国際調和の観点から継続的に改訂されています。特に以下の2点は、検索式の作成や文献のスクリーニング基準に直接的な影響を与えます。

4.1 マルチマルチクレームの制限(2022年4月施行)

2022年4月1日以降の出願に対し、マルチマルチクレーム(他の2以上の請求項を逐一的に引用する請求項を、さらに逐一的に引用する請求項)が禁止されました⁶。

- 無効資料調査への影響:
 - 2022年4月以前の特許(本書の主要な対象): 依然として複雑なマルチマルチクレームを含んでいる可能性が高く、全請求項を無効化するためには、複雑な引用関係を解きほぐし、各従属項の組み合わせパターンを網羅的に検討する必要があります。
 - 2022年4月以降の特許: クレーム構造がシンプル化されているため、従属項ごとの無効化ターゲットが明確化しやすくなっています。しかし、これは逆に言えば、権利者側も「強い従属項」を意識的に配置していることを意味するため、従属項特有の限定事項(数値限定や具体的構成)に焦点を当てた精密な調査(「 DNSZB 」資料の探索)の重要性が増しています。

4.2 AI・IoT関連技術の進歩性判断基準の明確化

AI・IoT技術の進展に伴い、特許庁は進歩性の判断事例(事例33～36等)を拡充し、審査基準を具体化してきました¹⁸。

- 「学習済みモデル」等の調査: AI発明においては、単なるアルゴリズムの構成だけでなく、**「学習データの質的相関」や「前処理における技術的特徴」**が進歩性のポイントとなるケースが増えています。したがって、2026年の調査では、特許公報の検索だけでなく、arXivなどのプレプリントサーバーやAI関連の国際会議(NeurIPS, CVPR等)の論文を対象とした非特許文献調査が必須となります。本書で解説されている「構成要件の分解」に加え、「学習プロセスにおける工夫」を検索クエリに反映させるスキルが不可欠です。

5. 経済安全保障と「見えない特許」のリスク

2024年5月に運用が開始された「経済安全保障推進法」に基づく特許出願非公開制度は、従来の特許調査の前提を根底から搖るがす制度です⁷。

5.1 「不可視の先願」の出現と対策

特定技術分野(防衛、宇宙、原子力、高度なサイバーセキュリティ等)に属する発明について、保全指定を受けた場合、出願公開も特許掲載公報の発行も行われません(秘密特許)。

- 本書との決定的乖離: 本書では、基本的に「出願から1年6ヶ月経過すれば公開される」という前提で、公開公報を網羅的に検索すればリスクを把握できるという立場をとっています。しかし2026年現在、保全指定された出願はJ-PlatPat等のデータベースには一切現れません。
- リスクマネジメント: 調査担当者は、調査対象技術が「特定技術分野」に該当するか否か(付加要件を含む)を慎重に判定する必要があります²¹。該当する場合、データベース検索で「No Hit」であったとしても、「他社が秘密裏に出願しているリスク」を否定できない旨を調査報告書に明

記する義務があります。また、防衛装備庁の調達情報や、特定企業の政府委託研究の動向など、特許情報以外のインテリジェンスを活用した推論が求められます。

6. 調査ツールの進化: Generative AIとJ-PlatPatの変貌

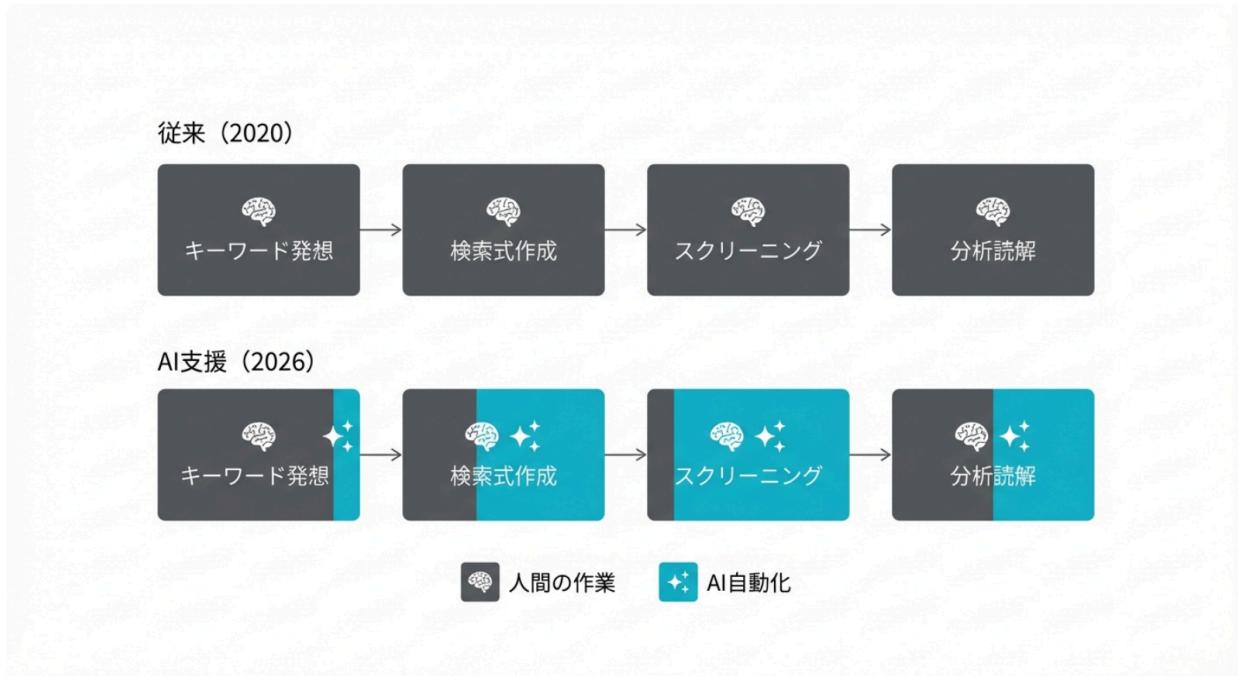
本書の「第1章」や「第2章」で触れられている検索式の作成手法やキーワード選定のノウハウは、人間の思考プロセスを重視した素晴らしいものですが、2026年のツール環境においては、その実装方法が大きく変化しています。

6.1 生成AI(Generative AI)による調査プロセスの革新

2023年以降の生成AI(ChatGPT, Claude, Gemini等)の進化により、特許調査のワークフローは劇的に効率化されました²²。

- 検索式作成の自動化と高度化: 本書では、シソーラス辞典を用いた類義語の展開や、分類コードの選定に人間の経験と勘が重要視されていました。しかし2026年では、生成AIに発明の内容を入力し、「関連するFI、FTerm、キーワードを網羅的にリストアップし、検索式を構築せよ」と指示することで、人が数時間かけていた作業を数分で完了させることができます。特に、概念的な類似性を捉えるベクトル検索と、従来のキーワード検索を組み合わせたハイブリッド検索が主流となり、検索漏れのリスクは大幅に低減しています。
- 読み込みとスクリーニングの自動化: AIによる「公報の要約生成」や「請求項とイ号製品の対比表(クレームチャート)の自動生成」は、2026年の実務において標準的な機能となりつつあります²⁵。これにより、調査担当者は「読む」作業から「評価する」作業へリソースをシフトすることができます。

特許調査ワークフローの変革：人間主導からAI協働モデルへ



2020年型プロセス（上段）では、検索式の構築や全件スクリーニングに膨大な人的リソースが割かれていた。2026年型プロセス（下段）では、AIが検索式の草案作成や一次スクリーニング、要約を代行し、人間は「戦略立案（Why）」と「最終判断（Validation）」という高度な知的作業に集中する構造へと変化している。

6.2 J-PlatPatの機能拡張(2020-2026)

日本の特許庁が提供する無料データベース「J-PlatPat」も、この期間に大幅な機能強化が行われました。

- 検索結果表示・CSV出力の拡大: 2021年の改修でCSV出力上限が100件から500件へ、さらに2025年には最大30,000件へと大幅に拡張されました²⁶。これにより、本書で推奨されていた「件数を絞り込むための工夫」の一部（過度な絞り込みによる検索漏れリスク）は、大量データを一括出力して手元のExcelやBIツールで分析するという手法に置き換え可能となっています。
- 検索履歴の保存と活用: 2024年から2025年にかけて、検索履歴の保存機能や、過去の検索結果集合を用いた論理演算機能が強化され、より複雑かつ試行錯誤を伴う検索が容易になりました²⁹。

7. 結論: 本書の活用に向けた提言

角渕由英氏の『侵害予防調査と無効資料調査のノウハウ』は、調査の目的意識(Why)や仮説思考(Hypothesis Thinking)の重要性を説いた点において、AI全盛の2026年においても、調査担当者が立ち返るべき「原点」としての価値を失っていません。AIはいかに高速に検索しても、「何を調査すべきか(論点の抽出)」や「調査結果をビジネス上の意思決定にどう結びつけるか」を決めるることはでき

ないからです。

しかし、本書を実務に適用するにあたっては、以下の3つの視点で内容をアップデートする必要があります。

1. 「属地主義」の壁の向こう側を見る: ドワンゴ判決を踏まえ、システム特許の調査では、海外サーバや国境を跨ぐ通信も「日本特許の射程圏内」として扱うこと。
2. 「見えない特許」への想像力: 経済安全保障法の存在を念頭に、検索結果に出てこない保全指定特許のリスクを考慮に入れること。
3. 「AIとの協働」を前提としたプロセス設計: 検索式の作成やスクリーニングにおいてAIツールを積極的に活用し、人間は「仮説構築」と「法的判断」により多くの時間を割くこと。

本書の示す「セオリー」を核としつつ、これら最新の「ツール」と「ルール」を装備することで、2026年の特許調査はより戦略的かつ高精度なものとなるでしょう。

引用文献

1. 侵害予防調査と無効資料調査のノウハウ～特許調査のセオリー～#全文公開 | 角渕由英(つのぶちよしひで).pdf
2. 侵害予防調査と無効資料調査のノウハウ / 角渕由英【著】 - 紀伊國屋 ..., 1月 1, 2026にアクセス、<https://www.kinokuniya.co.jp/f/dsg-01-9784806530787>
3. 侵害予防調査と無効資料調査のノウハウ～特許調査のセオリー ... - note, 1月 1, 2026にアクセス、<https://note.com/tsunobuchi/n/n5100dbf82075>
4. 特許権の域外適用を認める最高裁判決—デジタルサービス事業者に ..., 1月 1, 2026にアクセス、<https://ipstart.jp/supreme-court-decision-for-dwango-case/>
5. KITAHAMAMA - 北浜法律事務所 リーガルマガジン, 1月 1, 2026にアクセス、https://www.kitahama.or.jp/wp-content/uploads/2021/01/KITAHAMAMA_v0l05.pdf
6. マルチマルチクレームの制限について | 経済産業省 特許庁, 1月 1, 2026にアクセス、<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/letter/multimultichecker.html>
7. 特許出願非公開制度(秘密特許制度)を機に考えるべき、技術管理, 1月 1, 2026にアクセス、<https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2023/12/secret-patent-management.html>
8. 海外サーバでも日本の特許権保護、ドワンゴの勝訴確定(最高裁 ..., 1月 1, 2026にアクセス、<https://braina.net/2025%E5%B9%B4%EF%BC%94%E6%9C%88%E7%B7%8F%E5%90%88%E3%82%B3%E3%83%A9%E3%83%A0%EF%BC%9A%E6%B5%B7%E5%A4%96%E3%82%B5%E3%83%BC%E3%83%90%E3%81%A7%E3%82%82%E6%97%A5%E6%9C%AC%E3%81%AE%E7%89%B9%E8%A8%B1/>
9. 特許法102条3項の損害算定における侵害プレミアム*, 1月 1, 2026にアクセス、<https://www.juris.hokudai.ac.jp/riip/wp-content/uploads/2021/10/0cf1257554523bf0fe9dc13995b4b99a.pdf>
10. 判例の解説ポイント 特許法102条2項の推定覆滅部分に対する 同条3 ..., 1月 1, 2026にアクセス、https://www.ohebashi.com/jp/newsletter/IPNewsletter_2023_summer.pdf
11. 令和元年改正下の特許法102条の解釈, 1月 1, 2026にアクセス、<https://www.yuasa-hara.co.jp/wp-content/uploads/2021/11/633279852a17e824088>

7a0096d64c768.pdf

12. 知的財産高等裁判所大合議判決が示した 特許法102条1項(令和元 ..., 1月 1, 2026にアクセス、http://www.jipa.or.jp/kaiin/kikansi/honbun/2020_12_1783.pdf
13. 査証制度とは？流れや費用、要件など特許法改正で何が変わるかを ..., 1月 1, 2026にアクセス、<https://www.tokkyo.ai/tokkyo-wiki/patent-law-revision-visa/>
14. 【日本】特許法改正-特許権侵害訴訟における「第三者意見募集制度 ..., 1月 1, 2026にアクセス、<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/11180/>
15. [33] 第三者意見募集制度の著作権法への導入 - J-Stage, 1月 1, 2026にアクセス、https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsda/7/s1/7_s34/_article/-char/ja/
16. 口頭審理期日における当事者等の出頭の, 1月 1, 2026にアクセス、
<http://www.tokugikon.jp/gikonshi/303/303tokusyu1.pdf>
17. 【日本】ウェブ会議システムを利用した口頭審理への参加が可能に, 1月 1, 2026にアクセス、<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/11271/>
18. 漫画審査基準～AI・IoT編～ | 経済産業省 特許庁, 1月 1, 2026にアクセス、https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/comic_ai_iot.html
19. AI関連発明の審査に関する最新状況 - 日本特許情報機構, 1月 1, 2026にアクセス、https://japio.or.jp/00yearbook/files/2022book/22_a_03.pdf
20. 特許出願非公開制度について | 経済産業省 特許庁, 1月 1, 2026にアクセス、<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shutogan/hikokai/index.html>
21. 特許出願非公開制度の概要 - 経済産業省, 1月 1, 2026にアクセス、
https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/forum/reiwa6/10_240628_CAO.pdf
22. 2025年特許AI技術トレンド分析 - Patenty.AI, 1月 1, 2026にアクセス、
<https://www.patenty.ai/ja/blog/insights/2025-patent-ai-trends>
23. 生成AIに関する実態調査2024春 - PwC, 1月 1, 2026にアクセス、
<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/thoughtleadership/generative-ai-survey2024.html>
24. 知財部門における生成AI活用の現状: 2025年最新調査で明らかに ..., 1月 1, 2026にアクセス、
<https://yoroziupsc.com/uploads/1/3/2/5/132566344/28c0c587495cabfc2363.pdf>
25. 特許業務を変革する生成AIの最新事例を大公開 - NFT-TIMES, 1月 1, 2026にアクセス、<https://nft-times.jp/ai/115220/>
26. 機能の拡充 - J-PlatPat(特許情報プラットフォーム)リリースノート, 1月 1, 2026にアクセス、https://www.j-platpat.inpit.go.jp/info/dat/202101_J-PlatPat_releasenotes.pdf
27. [INPIT] J-PlatPat機能改善のお知らせ, 1月 1, 2026にアクセス、
https://www.inpit.go.jp/j_platpat_info/241216_release.html
28. 特許情報プラットフォームの機能改善について(2025年1月6日), 1月 1, 2026にアクセス、https://www.jpo.go.jp/support/j_platpat/kaizen20250106.html
29. 特許庁の特許情報施策について, 1月 1, 2026にアクセス、
<https://japio.or.jp/fair/files/2025/202502.pdf>
30. [INPIT] J-PlatPat機能改善のお知らせ, 1月 1, 2026にアクセス、
https://www.inpit.go.jp/j_platpat_info/250131_release.html